

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声でなく手や指、からだ等の動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。音声が届かない、聞こえづらい、音声で話すことができない聴覚障害者にとって、日常生活を営む上で、教育を受け、コミュニケーションを取り、働き、社会活動に参加し、人として成長していくために必要な言語である。

2006(平成18)年12月13日に国連総会において採択され、2008(平成20)年5月3日に発効された「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の非音声言語を含むことが定義されている。また同第5条では、締約国は全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別も無しに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認めるとある。

我が国は2007(平成19)年9月28日に、高村正彦外務大臣(当時)がこの条約に署名し、2014(平成26)年1月20日に、批准書を寄託した。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生した。

2011(平成23)年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されている。

また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して、障害者の安全を確保するために必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、情報の利用におけるバリアフリー化を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、教育の場、職場で手話を使った情報の提供、コミュニケーションが保障され、自由に手話が使え、社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法(仮称)」を早期に制定するように強く要望する。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない多くの方々が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

平塚市議会